

8 島根県の事業実施計画、実施状況

1) 事業の目的

島根県においては、平成25年度当初から、先進地への視察、研修への参加、情報収集等を行い、性暴力被害者への支援について検討を進めてきたところであり、方向性として、支援の仕組みは女性相談センターを中心とする、関係機関と連携したワンストップ支援体制を構築することとなった。

本モデル事業の実施により、平成26年度中の相談の受付開始を目指すこととする。

2) 事業の内容

①被害者支援体制の構築・強化

- ・性暴力被害者支援体制の構築のための関係機関検討会議の設置・運営
- ・二次的被害防止のための関係機関対象の研修会実施

②被害者相談機能強化

- ・支援員養成のための専門研修会実施

⑤広報啓発活性化

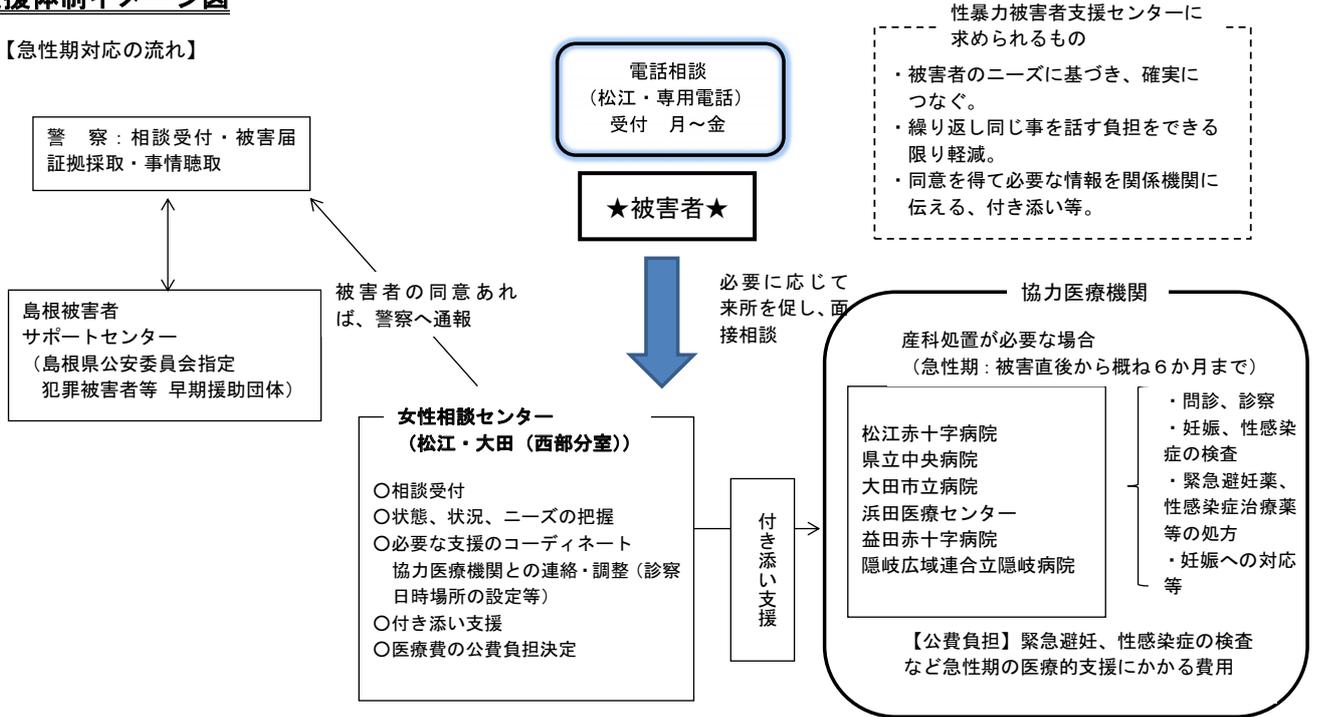
- ・性暴力被害者支援センター相談窓口を明記したカード・リーフレットを作成し、医療機関及び中学校・高校等に配布する。

3) 事業の実施体制

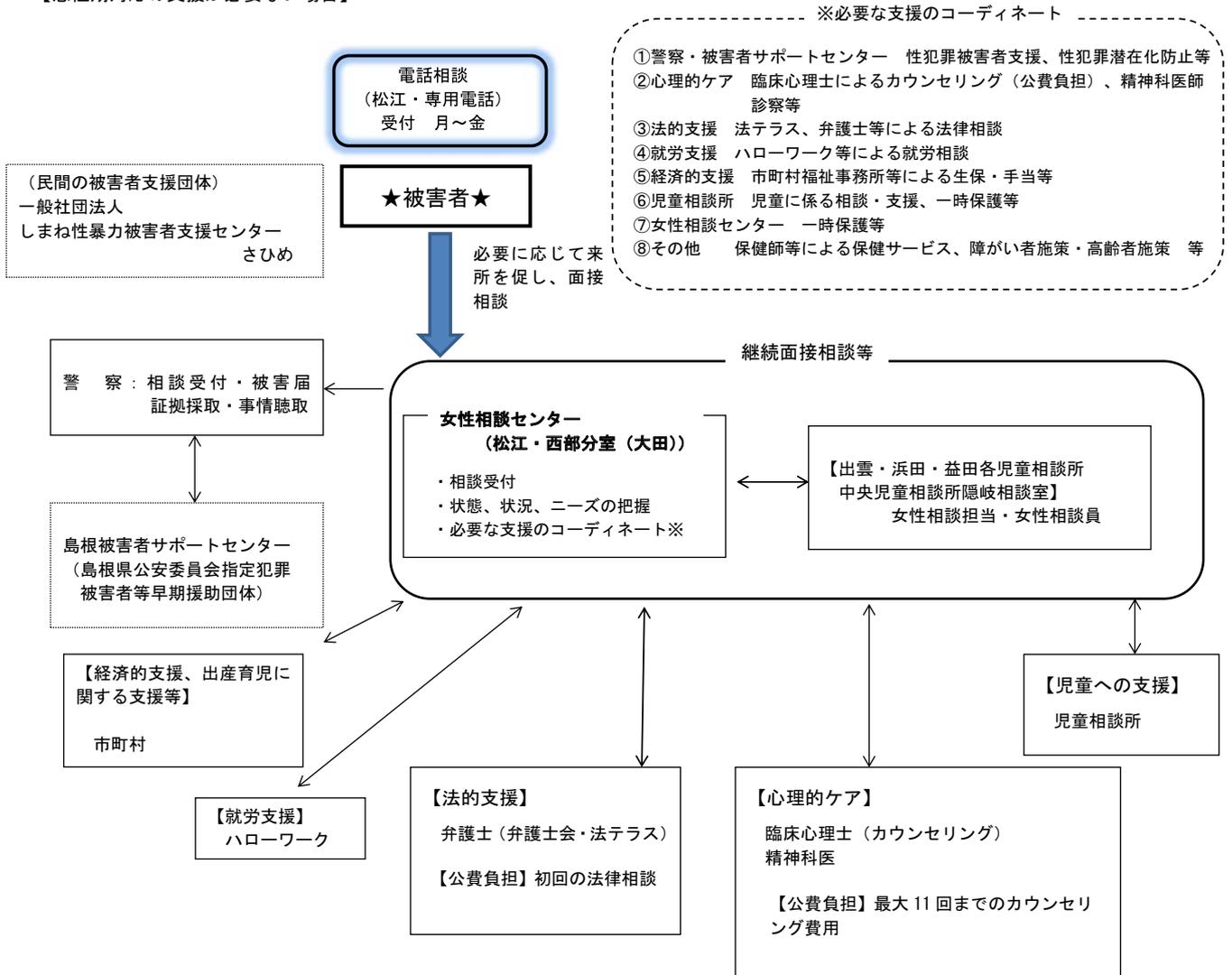
- ・女性相談センターに専任職員を配置し、女性相談センターを中心に実施する。(健康福祉部青少年家庭課の協力体制有り)
- ・県医師会、産婦人科医会、弁護士会、臨床心理士会、警察、児童相談所、民間支援団体、県教育委員会、市町村教育委員会

支援体制イメージ図

【急性期対応の流れ】



【急性期対応の支援が必要ない場合】



島根県

モデル事業区分名	<p>① 被害者支援体制の構築・強化</p> <p style="text-align: center;">関係機関検討会議の設置・運営</p>
1 モデル事業実施前の課題	<p>島根県において女性相談センターを中心として性暴力被害者支援体制を構築することとなった。</p> <p>女性相談センターは、婦人相談所と配偶者暴力相談支援センターの機能を持っているが、性暴力被害者支援に必要な医療的支援や捜査関連支援の機能はない。</p> <p>また、性暴力被害は非常に重大かつデリケートな問題であり、心理的支援や法的支援をより専門的に行う機能も必要と考えるが、そういった機能も十分ではない。</p> <p>被害者を支援にするにあたって必要な機能を充実させるためには関係機関・団体と連携を強化することが重要と考えているが、どのように連携し、体制を構築するのが課題となっている。</p>
2 モデル事業実施による成果目標	<p>島根県が提案する女性相談センターを中心とした性暴力被害者支援体制について、関係機関・団体と検討し、女性相談センターの体制や関係機関・団体との連携、相談窓口の普及について合意を得る。</p>
3 事業の内容	<p>性暴力被害者支援体制整備推進検討会議の設置（下記設置要領のとおり）</p> <p style="text-align: center;">性暴力被害者支援体制整備推進検討会議設置要領</p> <p style="text-align: center;">（設置及び目的）</p> <p>第1条 島根県において女性相談センターを中心とした性暴力被害者支援体制整備について検討するとともに関係機関団体との連携を強化するため、性暴力被害者支援体制整備推進検討会議（以下「推進検討会議」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">（所掌事務）</p> <p>第2条 推進検討会議は、次に掲げる事項を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 性暴力被害者支援体制の整備に関すること。 （2） 性暴力被害者相談窓口の普及に関すること。 （3） 性暴力被害者支援に係る関係機関・団体の連携に関すること。 （4） その他性暴力被害者支援体制整備の推進に関すること。 <p style="text-align: center;">（構成）</p> <p>第3条 推進検討会議は別表に掲げる機関の委員をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 推進検討会議に座長を置き、会議の議事進行を行う。 3 座長は、構成機関の互選により選出する。

4 座長は、事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進検討会議は、島根県女性相談センター所長が招集する。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理者を会議に出席させることができる。

3 女性相談センター所長は、必要があると認めるときは、県の関係部局、関係機関、関係団体の職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進検討会議の事務局は女性相談センター内に置き、推進検討会議に関する庶務を行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進検討会議の運営に関し必要な事項は、女性相談センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表

◆性暴力被害者支援体制整備推進検討会議

構成機関

島根県医師会
島根県産婦人科医会
島根県弁護士会
島根県臨床心理士会
一般社団法人 島根被害者サポートセンター
しまね性暴力被害者支援センターさひめ
島根県警察本部広報県民課
島根県中央児童相談所
島根県健康福祉部青少年家庭課
島根県女性相談センター

【第1回 平成26年5月16日】

議題1：これまでの性暴力被害者支援体制についての検討状況について

議題2：島根県の性暴力被害者支援体制（案）について

議題3：今後のスケジュールについて

	<p>【第2回 平成26年7月29日】</p> <p>議題1：島根県性暴力被害者支援体制整備事業（案）について</p> <p>議題2：性暴力被害者相談窓口の広報について</p> <p>議題3：性暴力被害者支援に係る関係機関・団体の連携について</p> <p>【第3回 平成26年12月5日】</p> <p>議題1：「相談支援マニュアル」骨子（案）について 関係機関・団体との連携について</p> <p>議題2：性暴力被害者支援体制整備事業のスケジュール</p> <p>【第4回 平成27年3月5日】</p>
<p>4 実施結果及び 成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的支援については、島根県は県土が東西に長い為、県内6か所の産婦人科を有する医療機関を選定し協力依頼したところ、承諾を得た。 ・心理的支援については、臨床心理士によるカウンセリングが有効と考えているが、臨床心理士会から性暴力被害者支援可能な臨床心理士の名簿を提供いただき、被害者の意思を踏まえながらカウンセリングにつなぐこととした。 ・法的支援についても、弁護士会から性暴力被害者支援可能な弁護士の名簿を提供いただき、被害者の意思を踏まえて法律相談につなげていく。 ・捜査関連支援として、警察へ相談することを躊躇している被害者に対し警察の対応について説明し、警察への相談を促進する、被害者が警察への相談を希望した場合は警察から来所してもらう、可能な限り女性警察官が対応する等の連携を強化する。
<p>5 モデル事業実施 後の課題（現状）</p>	<p>○検討会議において、支援体制（相談受付時間）について、勤務時間である「平日8時30分から17時15分」では不十分であり、休日夜間も対応できる体制を整備することが必要との意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センターを中心として複数の協力医療機関と連携する体制を目指しており、医療の直接的なバックアップがなく、限られた人員で相談担当職員を養成しながら、支援をコーディネートしていくことになる。 ・性暴力被害の相談は内容が深刻なものであり、対応が難しくなることが想定されるため、相談員一人での対応は難しいと判断しており、複数での相談体制を取ることにしている。（相談を受ける者、相談に同席せず助言する者） ・限られた職員の中、通常の相談業務（相談電話2回線・来所相談・一時保護入所者の支援等）に支障のない形で、性暴力被害者支援体制を組む

	<p>必要があり、休日夜間の対応は困難としている。</p> <p>○この支援体制においては、証拠採取を希望する被害者へは警察への相談を勧めることとしているが、検討会議において証拠採取について意見を頂いている。</p> <p>被害者が警察への通報を希望しないが証拠採取を希望する場合は、この支援体制の中で保管することも必要との意見があった。</p> <p>・検体の保管方法等保管のあり方についても検討したが、医療機関ではない女性相談センターでの保管は困難であると判断している。また、医療機関（複数）で保管することとなっても、冷凍冷蔵庫等の設備を整備する等多額の費用もかかることとなり、現状では対応困難としている。</p>
--	---

島根県

モデル事業区分名	<p>② 被害者相談機能強化</p> <p style="text-align: center;">支援員養成研修会</p>
1 モデル事業実施前の課題	<p>島根県において女性相談センターを中心として性暴力被害者支援体制を構築することとなった。</p> <p>女性相談センターは婦人相談所として設置され、配偶者暴力相談支援センターの機能も担っている。</p> <p>DVを含め女性からのあらゆる相談に対応しているが、性暴力被害に関する相談支援については、知識・技能・経験ともに不足しており、スキルの向上が必要である。</p>
2 モデル事業実施による成果目標	<p>性暴力被害に関する相談支援に対応する相談担当職員が、被害者の気持ちに寄り添いながら適切な支援につなげるために、必要な知識や技能を習得する。</p>
3 事業の内容	<p>第2回性暴力被害者支援専門研修</p> <p>日時：平成26年9月25日（木）13時30分～16時</p> <p>会場：県松江合同庁舎602会議室</p> <p>講義1「性犯罪被害の特徴と警察による被害者支援」</p> <p>講師 島根県警察本部広報県民課犯罪被害者支援室職員</p> <p>講義2：「性犯罪被害者への対応」</p> <p>講師 島根県警察本部捜査第一課職員</p> <p>参加者 21名</p> <p>第3回性暴力被害者支援専門研修</p> <p>日時：平成26年11月12日（水）10時～16時</p> <p>会場：県松江合同庁舎602会議室</p> <p>講義「性暴力被害者相談支援に係るケーススタディⅠ」</p> <p style="padding-left: 2em;">「性暴力被害者相談支援に係るロールプレイⅠ」</p> <p>講師 原田 薫 氏</p> <p style="padding-left: 2em;">ウィメンズセンター大阪スタッフ</p> <p style="padding-left: 2em;">はるウィメンズクリニックスタッフ</p> <p style="padding-left: 2em;">性暴力救援センター・大阪SACHICO 運営委員</p> <p>参加者 20名</p>

<p>3 事業の内容</p>	<p>第4回性暴力被害者支援専門研修</p> <p>日時：平成26年12月3日（水）10時～16時</p> <p>会場：県松江合同庁舎602会議室</p> <p>講義「性暴力被害者相談支援に係るケーススタディⅡ」 「性暴力被害者相談支援に係るロールプレイⅡ」</p> <p>講師 原田 薫 氏 ウィメンズセンター大阪スタッフ はるウィメンズクリニックスタッフ 性暴力救援センター・大阪SACHICO 運営委員</p> <p>参加者 13名</p> <p>【参考（モデル事業対象外）】</p> <p>第1回性暴力被害者支援専門研修</p> <p>日時：平成26年6月30日（月）13時30分～16時</p> <p>会場：県職員会館健康教育室</p> <p>講義「二次被害防止、強姦神話とは」</p> <p>講師 高見 陽子 氏 ウィメンズセンター大阪代表 性暴力救援センター・大阪SACHICO スタッフ</p> <p>参加者 57名</p>
<p>4 実施結果及び 成果</p>	<p>性暴力被害者支援を行う相談担当職員に対して、強姦神話などの基礎知識の習得に始まり、性犯罪被害の特徴や他機関（警察、SACHICO）での支援内容に関する講義、最終的にはロールプレイ等の実践など、体系的に研修を実施した。</p> <p>警察の被害者支援担当及び捜査担当を講師として招へいし、警察がどのような被害者支援を行っているのかについて講義を受けた。</p> <p>警察が性犯罪被害者に対して二次被害を与えないよう配慮しつつ捜査を進めていることを相談担当者が理解し、被害者へ警察への相談を勧める時に必要な知識を得ることができた。</p> <p>また、性暴力被害者支援を先進的に行っているSACHICOからケーススタディとロールプレイの講義を受け、知識のみならず実践的な技能を習得することができた。</p>
<p>5 モデル事業実施 後の課題（現状）</p>	<p>島根県の性暴力被害者支援体制は、女性相談センターを中心とした連携型であるが、その体制に応じた研修（女性相談センターと関係機関との具体的なつながり方・ケーススタディ・ロールプレイ等）を実施し、相談担当者の専門性向上につなげていく必要がある。</p>

島根県

<p>モデル事業区分名</p>	<p>⑤ 広報啓発活性化</p> <p style="text-align: center;">広報啓発用カード・リーフレット作成</p>
<p>1 モデル事業実施前の課題</p>	<p>島根県において女性相談センターを中心として性暴力被害者支援体制を構築することとなった。</p> <p>女性相談センターは婦人相談所として設置され、配偶者暴力相談支援センターの機能も担っている。</p> <p>さらに、性暴力被害者支援の機能も強化し支援に取り組むが、その専用相談電話や支援の内容を県内に広く広報啓発し、1人でも多く被害者が相談できるようにすることが必要である。</p>
<p>2 モデル事業実施による成果目標</p>	<p>性暴力被害という、重くデリケートな相談内容であるが、被害者が相談してみたいと思うようなカード・リーフレットを作成し、医療機関や教育機関等に広く配布し、周知を図る。</p>
<p>3 事業の内容</p>	<p>カード・リーフレットを各20,000部印刷。</p> <p>リーフレット (A4 三つ折り・表)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(裏)</p> <div style="text-align: center;">  </div>

<p>3 事業の内容</p>	<p>カード（裏・表）</p>  <p>配布先</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校（附属・私立含む） ・ 高等学校（市立・私立含む） ・ 特別支援学校 ・ 専門学校 ・ 大学（国立・県立） ・ 市町村教育委員会 ・ 県教育委員会 ○医療機関（産婦人科、精神科） ○県警及び各警察署 ○その他の機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村 ・ 児童相談所 ・ 心と体の相談センター ・ 保健所 ・ 県医師会 ・ 県産婦人科医会 ・ 市郡医師会 ・ 県弁護士会 ・ 県臨床心理士会 ・ 島根被害者サポートセンター ・ しまね性暴力被害者支援センターさひめ
<p>4 実施結果及び成果</p>	<p>3月中旬以降に配布し、相談窓口の設置は3月下旬となる。</p>
<p>5 モデル事業実施後の課題（現状）</p>	<p>3月中旬以降に配布予定、相談窓口の設置は3月下旬となる。</p>